

限られた時間を自宅で家族と過ごしたい…

そんなときには在宅医療！

新型コロナウイルス感染症は社会にさまざまな影響を与えています。感染対策で面会が制限される病室ではなく、住み慣れた自宅で家族と人生の最期を迎えたい想いは皆さん少なからずあると思います。実は新型コロナウイルス感染症の流行以前から、高齢者を病院でみとることが難しくなっていました。そこで近年、国の政策として在宅医療が推進されています。まだまだ知られていない在宅医療についてご紹介します。

在宅医療って何？ 往診とは違うの？

往診は医師が不定期に患者側の要求に応じて家などに診察に向向くことです。それに対し在宅医療は、事前の計画に基づいて定期的に医師、看護師、理学療法士等いろいろな職種のスタッフが訪問し、治療や経過観察することを指します(どの職種が訪問して治療に関わるかは必要性に応じて医師が判断するので、必要なケアだけを受けることができます)。

在宅医療のメリットとデメリットは？

体調や身体状況について専門の医療職の目が定期的に入って確認することができ、自立して健康で過ごすことのできる期間(健康寿命)を延ばすことも期待できます。

在宅医療の一番のメリットは、住み慣れた環境で療養ができるという点です。入院は他人と生活しなければならず、食事や就寝時間など日常生活

活においてもさまざまな制限を伴います。しかし、自宅等の住み慣れた環境で療養を行うことで、普段どおりの生活をするのが可能です。病院で生活するよりも精神的に落ち着くので、入院中は不眠だった方も在宅医療を始めるとぐっすり眠れるようになったり、食欲が増したりするなど、よい効果が期待できます。また、費用面においても、一般的に入院治療を継続するよりも在宅医療の方が安くなります。

在宅医療のデメリットは、生活サポートの面で家族の負担が大きくなる場合があることです。入院治療では日常のケアを看護師が行いますが、在宅医療の場合は食事や服薬の世話までを家族がサポートしなければなりません。そのため、在宅医療は家族の協力が不可欠となり、一人暮らしの高齢者などの場合はどうしても在宅医療を続けるには限界があります。また、容態

在宅医療で薬剤師ができることは？

ここでは薬剤師にスポットを当てて詳しくお話しします。

薬剤師は医師の指示に基づいて、患者さんのお宅に訪問します。医師から患者さんの状態や困っていることの情報を受け取り、患者さんの生活の場でお話をする中で、生活状況に合わせてより詳細な服薬指導や相談をお受けすることができま

す。例えば、「本人は薬を自分でしっかりと飲んでいる気がするが、家族による飲み忘れがかなり多い」という場

合であれば、患者さん本人のお話をじっくり聞き、生活環境を確認。その上で、お薬を飲み忘れないように、1つの袋にまとめる一包化や目につく

ところにお薬カレンダーを設置する等の提案を行います。

それでも服薬が難しい場合は医師に服用回数のない薬や服用する時間の変更を提案することもできます。(服用時間を変えたり、回数を減らしてはいけないう薬がたくさんあるので自己判断で服用方法は変えないでください)。

お薬の飲み忘れを減らすことは、患者さん本人の治療効果を向上させ、健康を維持するだけでなく、残薬(服用されずに無駄になっている薬)にかかる年間500億円ともいわれる医療費を削減することにもつながります。

また、患者さんの相談内容や薬剤師の行った指導内容は、医師や看護師、理学療法士、ケアマネジャーなど、

看護師にできること	管理栄養士にできること	理学療法士にできること
<ul style="list-style-type: none"> ●採血・血糖測定 ●人工呼吸器管理 ●点滴・注射 	<ul style="list-style-type: none"> ●患者一人ひとりに適した栄養指導 ●嚥下障害に対応した食事についての指導など 	<ul style="list-style-type: none"> ●リハビリによる基本動作能力(座る、立つ、歩くなど)の回復や維持、悪化の予防 ●運動療法や物理療法(温熱、電気など)



かける場所や見やすさなど、さまざまなタイプのお薬カレンダーがあります。

実際に在宅医療をお願いしたときはどうすればいい？

医師や薬剤師、ケアマネジャー等に

患者さんのケアに関わる方と共有し、その後の経過をスタッフ全員で確認して、よりよいケアに生かすことができます。

その他、「お薬と一緒に健康食品を食べてもいい?」「便秘薬を処方されたけど、今便秘じゃないから飲まなくていい?」「ずっと飲んでる薬だけど、なんの薬だっけ?」など、ちょっとした質問でもお気軽にご相談いただけます。

（県薬剤師会本荘由利支部）

小嶋 裕紀

ご相談ください。相談を受けた者が医師に提案をします。

基本的には在宅医療は自宅や施設で療養していて、通院や薬局に来ることが困難な方が対象になるので、最終的には医師が在宅医療が必要かどうかを判断します。医師の判断によってはお受けできない場合もあるので、あらかじめご了承ください。

在宅でなくとも、できるだけのご相談には対応しますので、ぜひ薬局でお気軽にお声掛けください。

くすりの「安全な服用」 まずは、お薬手帳の提示から!



お薬手帳

処方せんの有効期限は 処方日を含めて4日間です。

秋田県薬剤師会

秋田市千秋久保町6-6 TEL.018-833-2334 E-mail info@akiyaku.or.jp http://www.akiyaku.or.jp